

## HIV 感染症領域における薬剤師認定制度の共同運営に関する基本合意内容

- 1. (目的)** エイズ学会と日病薬は、双方の強みと資源を活かし、HIV 感染症の薬物療法に関する高度な知識、技能、倫理観を備えた薬剤師を育成・認定するため、「HIV 感染症専門薬剤師」および「HIV 感染症薬物療法認定薬剤師」制度（以下「本制度」という。）を共同で運営する。
- 2. (名称)** 本制度の名称は、「HIV 感染症専門薬剤師」および「HIV 感染症薬物療法認定薬剤師」とする。なお、認定証等においては「日本エイズ学会・日本病院薬剤師会認定」と両団体の共同運営であることを明記する。
- 3. (認定要件)** 本制度の認定要件は、日病薬の既存を基盤としつつ、共同運営に伴い以下の通り取り扱うものとする。
  - 1. (日病薬会員要件)** 「日本病院薬剤師会の会員であること」を基本とするが、「別に定める団体（日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本女性薬剤師会）のいずれかの会員であればこれを満たす」とする。
  - 2. (学会会員要件 - 新規申請)** 新規申請資格における学会会員要件について、専門性の担保を目的とし、「日本エイズ学会の会員であること」を必須要件とする。
  - 3. (学会会員要件 - 更新)** 更新条件における学会会員要件については、薬物療法に関わる薬剤師としての基礎的知識の担保および他領域との整合性を考慮し、「別に定める基盤学会のいずれかの会員であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること」とする。
  - 4. (共同講習会)** エイズ学会主導・日病薬協力による講習会の開催を進め、将来的にその受講を認定要件に含めることを検討する。
- 4. (運営体制)** 本制度の円滑な運営のため、以下の体制を構築する。
  - 1. (共同運営委員会)** 両団体の委員で構成される「共同運営委員会」（仮称）を設置する。本委員会は、エイズ学会の「認定審議会」および日病薬の「専門薬剤師認定制度委員会」の監督の下、制度の事業計画、予算等の運営管理を行う。なお、制度の基本方針および運営に関する重要な事項については、隨時、上記の両団体上位委員会に諮り、その承認を得るものとする。  
※委員の構成（両団体からの選出人数、任期）、役員の選出、議決方法、開催頻度等の詳細は、別途定める「共同運営委員会規約」による。
  - 2. (実務の役割分担)** 研修、試験、認定審査等の実務は、日病薬の既存の各専門委員会（研修委員会、試験委員会、認定審査委員会等）が担う。
  - 3. (エイズ学会の参画)** 前項の各実務委員会には、エイズ学会が推薦する委員（医師を含む）が参画し、専門的見地からの協力をを行う。

**5. (費用負担)** 本制度の運営に係る費用および収益の帰属は、以下を原則とする。

1. 試験受験料、審査料、認定料等の収入は、実務を担う日病薬の収入とする。
2. 本制度に関連する講習会の収入は、当該講習会を主催した団体の収入とする。

**6. (移行措置)** 本合意に基づく新制度への移行にあたり、既存の日病薬による認定者には、経過措置を設ける。

**7. (今後の進め方)** 両団体は、本基本合意に基づき、以下のスケジュールで協定書締結に向けた作業を進める。

1. 令和8年（2026年）1月頃： 本合意内容に関するパブリックコメントの実施
2. 令和8年（2026年）4月頃： 共同運営に関する正式な協定書の締結、および共同記者発表の実施

**8. (協議)** 本合意書に定めのない事項、または本合意書の解釈に疑義が生じた事項については、エイズ学会および日病薬が誠意をもって協議の上、これを決定する。